

災害子ども教育支援事業

被災地の復興を支えるボランティア活動に取り組む ユースに対する支援

募集要項

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟では、予期せぬ災害により、被災した子どもたちが学びをあきらめないように、被災地の学校等の教育現場の復旧・復興や子どもの就学継続など、学習環境の整備・復興を支えることを目的に「災害子ども教育支援事業」を実施しています。

「被災地の復興を支えるボランティア活動に取り組むユースに対する支援」は、この事業の一環として設置されたもので、ユースが被災地のボランティア活動を通じて、防災・復興や、協働・貢献について学ぶ機会を提供する教育的な支援を目的としています。

近年、巨大地震のみならず台風や豪雨等、全国各地で大きな被害をもたらす災害が頻発しています。ボランティア活動を通じて、次世代の育成を推進する「被災地の復興を支えるボランティア活動に取り組むユースに対する支援」をぜひご活用ください。

※ユースとは、15歳以上35歳未満のことをいいます。（中学生を除く）

1. 支援対象

1-1. 支援する活動内容

- ・災害規模を問わず、被災地の社会福祉協議会または公的機関(災害ボランティアセンター等)が、災害復興のために公募しているボランティアの派遣要請に基づいた支援活動であること。
- ・災害発生から半年以内に行われるボランティア活動を対象とします。
- ・ボランティア活動中の事故に備えた保険に加入すること。(必須) 保険加入には社会福祉協議会への登録が必要となりますので、お住まいの地域の社会福祉協議会に確認してください。出発の前日までに加入手続きを済ませて、被災地に向かう際には証明書を持参してください。お住まいの地域で加入することで、自宅と活動場所までの往復の道のりも補償の対象となります。保険は年度内有効で、保険料は350円から710円程度となります。

1-2. 支援する対象者

15歳以上（中学生不可）35歳未満が8割以上を占める以下のグループ（2人以上）
学校等で教員が同行しない場合は、20歳以上の責任者を明記してください。

2. 支援内容

支援対象団体に対して、旅費（バス代等の交通費や燃料費と宿泊費）・食費（昼食代など）・活動に必要な備品（長靴・スコップ・マスク等）代などを下記の基準で助成します。

- ① 対象団体の上記に書かれている旅費等の総額の半額
 - ② 旅費・食費・備品代等の一人当たり2万円まで
 - ・①②のうち金額の少ない方を助成
 - ・助成の上限は1団体最大20万円まで。
 - ・1件の災害につき、1団体への助成は1回までとします。
- ※ボランティア保険は必須です。保険料は別途助成します。

3. 申請期間

ボランティア活動最終実施日から1か月以内に申請。

原則として、ボランティア活動後の申請となります。（申請は随時受け付けています。）

- ・申請書類到着後、速やかに選考委員会を開催し、採用の可否を決定します。1か月以内に採用通知を送付し、その後送金します。
- ・応募書類は返却いたしません。こちらで適切に処分させていただきます。
- ・オンラインや電話等にて内容を確認させていただく場合があります。

4. 申請方法

下記書類をメールまたは郵送にてご提出ください。

- ① 申請書（当連盟のホームページからダウンロードしてください（Excel又はWord）。
- ② 公的機関（社会福祉協議会、災害ボランティアセンター等）のボランティア募集内容が分かるチラシやホームページのコピー
- ③ ボランティア活動実施のために発生した交通費・宿泊費・備品代（長靴・スコップ・マスク等）等の領収書。（コピー可）
- ④ 活動の様子が分かる写真。（参加者全員の集合写真、現地でのボランティア活動の様子）
- ⑤ 助成金振込先の金融機関通帳の口座情報（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義）ページの写し。

③復興を支えるボランティア活動に取り組む
ユースに対する支援

<お申し込み先>※迅速な審査のために、なるべくメールにて申請してください。

メールアドレス

kodomo@unesco.or.jp

メールが難しい場合（郵送）

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 学校支援部 ボランティア活動助成 係

5. 選考方法

選考委員会で協議し支援を決定。

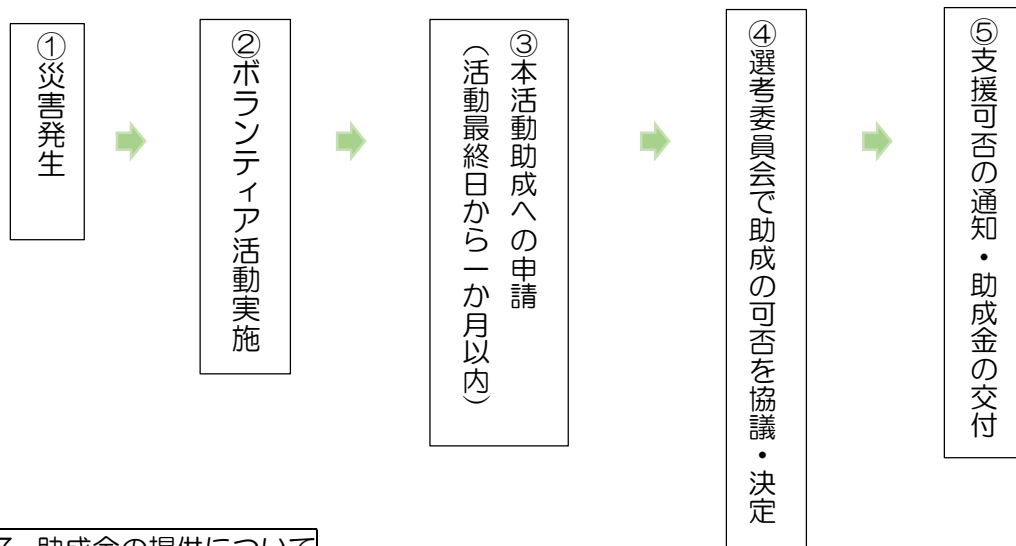
<選考委員>

委員長 引地 瑠美子 国際ソロプチミスト仙台 前会長
委員 上田 和孝 新潟大学工学部准教授 SEEDS Asia アドバイザー
鈴木 佑司 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 理事長
松波 孝之 北陸電力株式会社 元副社長

(五十音順)

6. 申請から支援決定までの流れ

※基本的にボランティア活動後の事後申請となります。



7. 助成金の提供について

本事業は、事業に賛同する全国の企業・団体・個人の方々からの募金によって成り立っています。お送りいただいた文章・写真等は、募金者への報告や、日本ユネスコ協会連盟および寄付支援団体・企業のホームページや広報誌などの広報媒体に掲載させていただく場合があります。予め、ご理解、ご了承のほどお願いいたします。なお、個人が特定されないよう、学校名・氏名等は掲載いたしません。

- ③復興を支えるボランティア活動に取り組む
ユースに対する支援

8. お問い合わせ先

本助成金に関するご質問等がありましたら、以下までご連絡ください。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 学校支援部 災害子ども教育支援担当
(メールアドレス) kodomo@unesco.or.jp (電話番号) 03-5424-1121

- 申請内容等について、ご連絡する場合があります。
- 迷惑メール対策などでドメイン指定を行っている場合は、「@unesco.or.jp」を受信設定してください。

9. 助成金の返還に関して

助成金交付後も、虚偽の申請等により、助成金を返還していただく場合があります。



日本ユネスコ協会連盟は、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とうたう UNESCO(国際連合教育科学文化機関)憲章の理念にもとづき、民間のユネスコ組織として、過去70年以上にわたり教育や文化等の分野を中心に国内外でさまざまな活動を行っています。

『すべての子どもたちが安心して学べる環境をつくることこそが、平和な社会づくりの基礎』と考え、とりわけ、日本国内で発生した自然災害においては、被災地の子どもたちや学校のための教育復興支援に取り組んでいます。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び関連する法令を遵守し、細心の注意をはらって個人情報の保護に努めます。